

薬 第 3425 号

平成 28 年 2 月 10 日

各部局総務担当課長 様  
出先機関総務担当課長 様  
各行政委員会事務局総務課長 様

健康医療部薬務課長

大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例の施行について（依頼）

「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例」（平成 27 年条例第百七号。以下「改正条例」という。）については、平成 27 年 11 月 2 日に公布され、平成 28 年 3 月 1 日から施行されます。

改正条例の概要は、下記のとおりですが、改正条例に規定する不動産については、民間で保有する不動産だけではなく国、府、市町村、公的な団体で保有する財産や公営住宅、大阪府国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する条例（平成 27 年 11 月 2 日条例第八十四号。）に基づく外国人滞在施設についても改正条例の適用を受けることとなりますので、関係部署及び関係機関に周知いただくとともに適切な取扱いについてご協力お願いいたします。

なお、次の関係団体には平成 27 年 11 月 13 日付薬第 2785 号、薬第 1078 号大阪府健康医療部長及び大阪府警察本部刑事部長通知にて送付済みであることを申し添えます。

大阪府簡易宿所生活衛生同業組合  
大阪府旅館ホテル生活衛生同業組合  
日本ホテル協会大阪・兵庫支部  
大阪府ホテル協同組合  
(公社)全日本不動産協会 大阪府支部  
(一社)大阪府宅地建物取引業協会

記

## 第 1 改正の趣旨

府内の賃貸物件や旅館等の部屋が、薬物の製造等に利用されないよう、不動産業者や旅館営業者に薬物の製造等の拠点を排除する機運を高め、利用者に薬物の製造等に使用させなくすることで、薬物乱用を原因とした府民の身体に対する危害の発生を防止するとともに、府民が安心して暮らせる社会の実現を図るもの。

## 第2 改正の内容

- 1 不動産の譲渡等に係る規制等として次の事項を規定したこと。（改正条例第15条関係）
  - ア 何人も当該不動産が本条例に定義する「薬物（※1）」の製造、栽培、販売、授与又は販売、授与の目的で所持をする場所に使用されることとなることを知って、譲渡等（※2）の契約をしてはならないこと。
  - イ 契約の締結の前に、当該不動産を薬物の製造等（※3）をする場所に使用されるものでないことを確認するよう努めること。
  - ウ 契約において「当該不動産を薬物の製造等（※3）をする場所に使用してはならない」、「薬物の製造等（※3）をする場所に使用されることが判明した場合には、契約を解除し、又は当該不動産を買い戻すことができる」旨を定めるよう努めること。
  - エ 上記1イ、ウの措置を講じた場合で、譲渡等した不動産が薬物の製造等（※3）に使用されていることが判明した場合には、契約の解除等を行うように努めること。
- 2 不動産の譲渡等の代理又は媒介に係る規制等として次の事項を規定したこと。（改正条例第16条関係）
  - ア 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者（宅地建物取引業者等）は、当該不動産が薬物の製造等（※3）をする場所に使用されることとなることを知って、代理又は媒介をしてはならないこと。
  - イ 宅地建物取引業者等は、契約の当事者に対して、上記1イ、ウの遵守に関して助言するよう努めること。
- 3 旅館営業者の宿泊契約等に係る規制等として次の事項を規定したこと。（改正条例第17条関係）
  - ア 旅館営業者（旅館業法に定義する者）は、その宿泊施設で薬物の製造等（※3）をする場所に使用されることとなることを知って、当該施設に宿泊させてはならないこと。
  - イ 旅館営業者は、宿泊契約において、「当該施設を薬物の製造等（※3）をする場所に使用してはならない」、「当該施設において薬物の製造等（※3）を行っていることが判明した場合には、退去を求めることができる」旨を定めるよう努めること。
  - ウ 旅館営業者は、当該施設で薬物の製造等（※3）が行われていることが判明した場合には、退去を求めるよう努めること。
- 4 説明又は資料の提出、勧告及び公表として次の事項を規定したこと。（改正条例第18条、第19条、第20条関係）
  - ア 知事は、上記2ア、3アの実施において、宅地建物取引業者等、旅館営業者その他関係者に対して、必要な限度において説明又は資料の提出を求めることができること。

- イ 知事は、上記2ア、3アにおいて違反があった場合、当該違反に係る行為が薬物の製造等（※3）を助長したと認めるときは、遵守するよう勧告することができる。
  - ウ 前記イの勧告を受けた者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができること。
  - エ 前記ウにあたっては、当該公表に係る者に、あらかじめ、その旨を通知し、釈明及び資料の提出の機会を与えるため、意見の聴取を行わなければならない。
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととしたこと。

### 第3 施行期日

平成28年3月1日から施行するものであること。

### 第4 条例改正の施行に当たっての留意事項

- 1 不動産の譲渡等に係る規制のうち譲渡等の契約については、条例施行日以降の契約が条例の適用を受けることから、条例施行日以前に契約を締結した不動産については、改正条例の適用は受けないものとする。
- 2 公表の内容については、別途、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例施行規則（平成24年大阪府規則第210号）で定めることとする。
- 3 平成25年3月22日付け薬第4258号大阪府健康医療部長通知、平成26年10月1日付け薬対第1096号大阪府警察本部刑事部薬物対策課長通知及び平成26年11月7日付け薬第3299号、薬第1243号大阪府健康医療部薬務課長及び大阪府警察本部刑事部薬物対策課長通知にて不動産関係団体へ協力依頼を行った事項については、引き続き協力をお願いするものであること。

※1 「薬物」とは、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第二条第一号から第六号までに掲げる薬物又は第九条第四項に規定する知事指定薬物をいう。

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけしがら
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定する物
- 六 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百

四十五号。第十条第一項において「法」という。) 第二条第十五項に規定する指定薬物(以下「指定薬物」という。)

七 前各号に掲げるもののほか、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められる物

第九条 知事は、第二条第七号に掲げる薬物のうち、府の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあり、かつ、中枢神経系の興奮、抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。)を有すると認められる物を公示して指定することができる。

4 第一項の規定による指定は、同項の規定により指定された薬物(以下「知事指定薬物」という。)が第二条第一号から第六号までに掲げる薬物のいずれかに該当するに至ったときは、その効力を失う。

※2 「譲渡等」とは、不動産を譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。)を行うことをいう。

※3 「薬物の製造等」とは、大阪府薬物の濫用の防止に関する条例第二条第一号から第六号までに掲げる薬物又は第九条第四項に規定する知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与又は販売若しくは授与の目的での所持(法令又は条例の規定により行うことができる行為を除く)をすることをいう。

**【問合わせ先】**

健康医療部薬務課麻薬毒劇物グループ

担当：南、藤川

TEL:06-6941-9078 (直通)

FAX:06-6944-6701